

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成29年

目 次

議案第 89 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 90 号	工事請負契約の締結について……………	8
議案第 91 号	工事請負契約の変更について……………	12
議案第 92 号	工事請負契約の変更について……………	21
議案第 93 号	不動産の取得について……………	29
議案第 94 号	不動産の取得について……………	32
議案第 95 号	不動産の取得について……………	35
議案第 96 号	不動産の取得について……………	38
議案第 97 号	不動産の取得について……………	41
議案第 98 号	不動産の取得について……………	44
議案第 99 号	不動産の取得について……………	47
議案第 100 号	鎌倉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………	50
議案第 101 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
議案第 102 号	鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	57
議案第 103 号	鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	59
議案第 104 号	鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	61
議案第 105 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	64
議案第 106 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	67
議案第 107 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	78
議案第 108 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	80
議案第 109 号	鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	82
議案第 110 号	鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例の制定について……………	88

議案第 111 号	平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）	90
議案第 112 号	平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）	99
議案第 113 号	平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	101
議案第 114 号	平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	106
議案第 115 号	平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	109
議案第 116 号	平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	112
議案第 117 号	平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	115
議案第 118 号	平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	118
報告第 18 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	121

議案第 89 号

市道路線の認定について

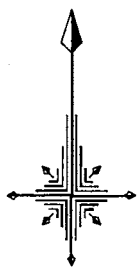
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成29年 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

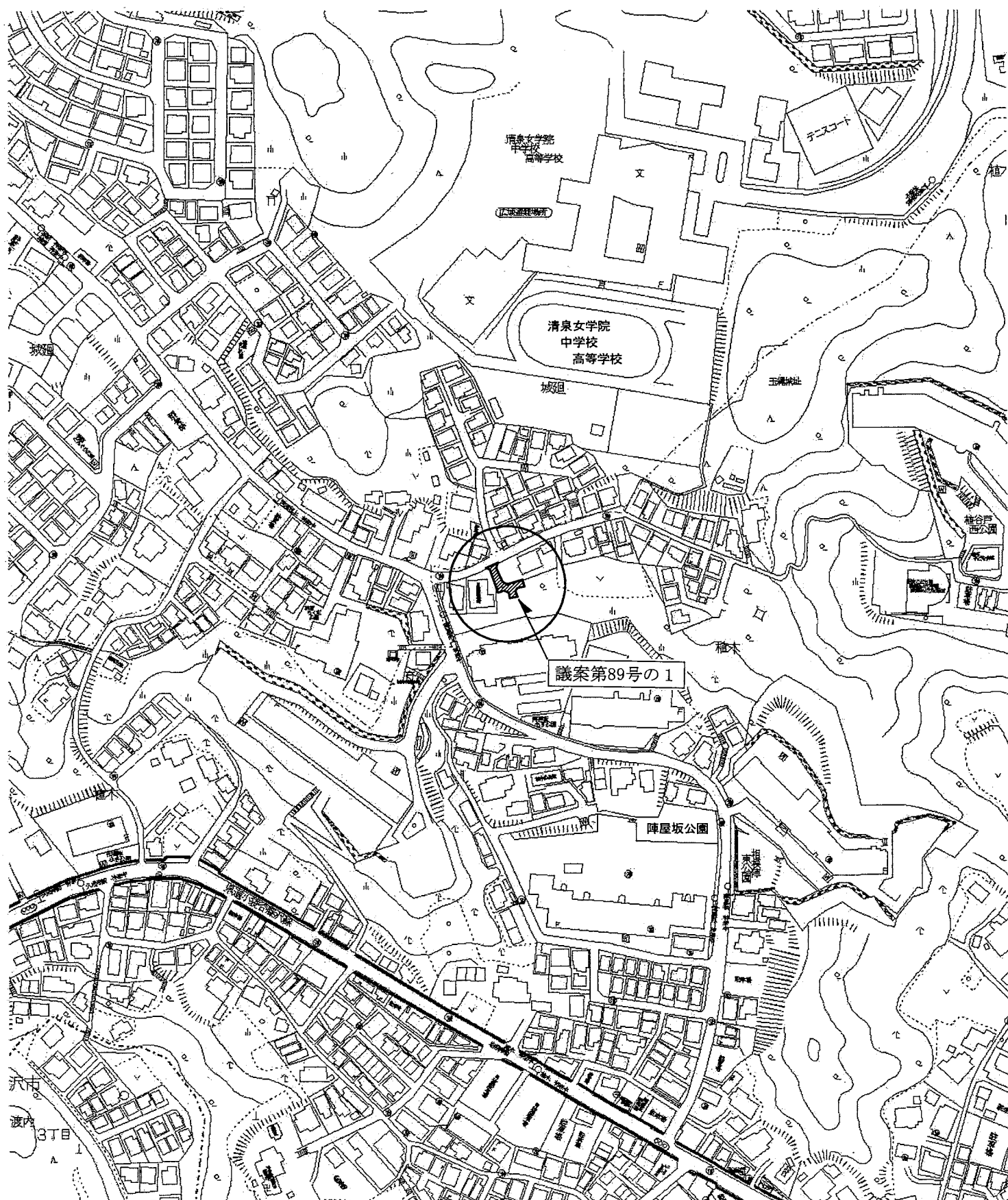
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	植 木 字 相 模 陣	433番1	植 木 字 相 模 陣	422番10	4.52～8.62	35.15	197.72	8



凡例  認定箇所

案内図

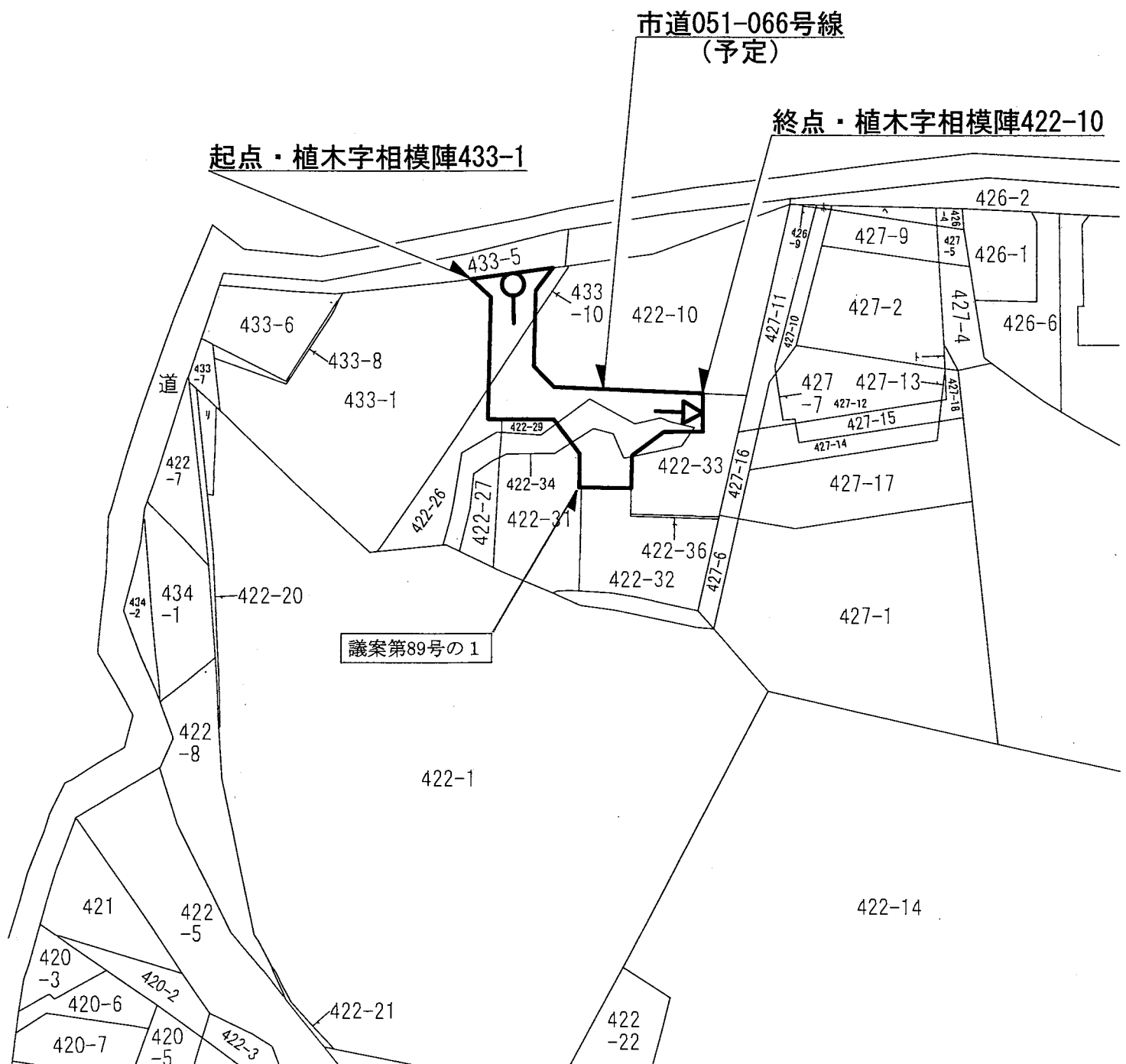
図面番号 8





公図写

図面番号 8



議案第 90 号

工事請負契約の締結について

本市は、鎌倉市立大船中学校校庭整備工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 鎌倉市立大船中学校校庭整備工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市大船四丁目 1 番 25 号
- 3 契 約 金 額 395,971,200円
- 4 請 負 契 約 者 高座郡寒川町田端1180
株式会社勝栄工業
代表取締役 中 内 靖 修

「参 考」

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立大船中学校校庭整備工事												
工 事 場 所	鎌倉市大船四丁目 1 番25号												
請 負 代 金 額			¥	3	9	5	9	7	1	2	0	0	
	うち取引に係る消費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額			¥	2	9	3	3	1	2	0	0	
解体工事に 要する費用等	別紙 1 及び別紙 2 のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第 5 条による（役務的履行保証）												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求 日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提 出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、 当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に 地方自治法施行令第167条の 4 若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制 限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受け た場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、 受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社勝栄工業」とし、
鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自
1 通を保有します。

平成 29 年 1 月 23 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 高座郡寒川町田端 1180
 株式会社勝栄工業
 代表取締役 中内 靖修 ㊟

別紙 1

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙 2 のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

2, 500, 000 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙2

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト塊	相模開発㈱	高座郡寒川町田端1577
無筋コンクリート塊	相模開発㈱	高座郡寒川町田端1577
有筋コンクリート塊	相模開発㈱	高座郡寒川町田端1577
二次製品	相模開発㈱	高座郡寒川町田端1577
路盤材	相模開発㈱	高座郡寒川町田端1577
がれき類	相模開発㈱	高座郡寒川町田端1577
木くず	㈱都実業グリーンリサイクル	茅ヶ崎市堤3856

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）
について記載する。

議案第 91 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成28年6月定例会議案第10号をもって議決された（仮称）由比ガ浜こどもセンター建築工事について、次のとおり変更するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額 | 777,492,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 18,511,200円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 796,003,200円 |

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建築工事										
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1										
請 負 代 金 額	■増額		¥	1	8	5	1	1	2	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	3	7	1	2	0	0	
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当 該通知書に記載のとおりとします。											

平成28年6月30日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり
 変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印の
 うえ、各自1通を保有します。

平成 29 年 1 月 13 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市 長 松尾 崇 ㊟

受注者 藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス
 アイグステック株式会社
 代表取締役 塩谷 政志 ㊟

「参 考」
(平成28年12月12日付け締結契約書)

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1
工 期	工期の変更 平成28年7月6日から 平成29年8月28日まで
請 負 代 金 額	うち取引に係る消費税額 及び地方消費税額 円 円
そ の 他	この契約のほかは原契約書によります。

平成28年6月30日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、この契約を証するために本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成28年12月12日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 印

受注者 藤沢市大庭5404の7 湘南エスパス
アイグステック株式会社
代表取締役 塩谷 政志 印

「参 考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事												
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1												
請 負 代 金 額				¥	7	7	7	4	9	2	0	0	0
	うち取引に係る消費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	5	7	5	9	2	0	0	0
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙1、別紙2及び別紙3のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的履行保証）												
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「アイグステック株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 28 年 3 月 30 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス
アイグステック株式会社
代表取締役 塩谷 政志 ⑩

別紙 1

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及 び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (擁 壁)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

なし

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙3のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

15,000円 (税込)

別紙2

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの作業 内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (擁 壁)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3,878,604 円(税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙3のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

1,521,396 円(税込)

別紙 3

特 定 建 設 資 材 廃 棄 物 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	協同組合藤沢市建設資源 リサイクルセンター	藤沢市土棚 1 番地の 1
コンクリート塊	光州産業	横浜市神奈川区恵比須町 5-12
アスファルト・コンクリート 塊	協同組合藤沢市建設資源 リサイクルセンター	藤沢市土棚 1 番地の 1
アスファルト・コンクリート 塊	光州産業	横浜市神奈川区恵比須町 5-12
建設発生木材	光州産業	横浜市神奈川区恵比須町 5-12
建設発生木材	株式会社田中工務店	綾瀬市吉岡東 2-4-7
建設発生木材	株式会社グリーントーカース	綾瀬市小園 771-9

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 654 号
平成 28 年 7 月 1 日

藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス
アイグステック株式会社
代表取締役 塩谷 政志 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事 (仮契約締結日 平成 28 年 3 月 30 日)
議 決 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 28 年 6 月 30 日
工 期	平成 28 年 7 月 6 日から平成 29 年 6 月 30 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥777,492,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市由比ガ浜三丁目 194 番 1、262 番 1
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成28年度	6 2 1, 9 9 3, 6 0 0円
平成29年度	1 5 5, 4 9 8, 4 0 0円

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成28年度	6 2 1, 9 9 3, 6 0 0円
平成29年度	1 5 5, 4 9 8, 4 0 0円

議案第 92 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成28年6月定例会議案第11号をもって議決された（仮称）由比ガ浜こどもセンター建築工事（機械設備）について、次のとおり変更するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額 | 166,644,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 842,400円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 167,486,400円 |

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建築工事 (機械設備)										
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1										
請 負 代 金 額	■増額				¥	8	4	2	4	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	6	2	4	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

平成28年6月30日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 29 年 1 月 13 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市 長 松尾 崇 ㊟

受注者 横浜市泉区中田西1-21-5
 株式会社ニッセツ
 代表取締役 宮下 曜誠 ㊟

「参 考」
(平成28年12月12日付け締結契約書)

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事 (機械設備)
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1
工 期	工期の変更 平 成 28 年 7 月 6 日 から 平 成 29 年 8 月 28 日 まで
請 負 代 金 額	うち取引に係る消費税額 及び地方消費税額
そ の 他	この契約のほかは原契約書によります。

平成28年6月30日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、この契約を証するために本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平 成 28 年 12 月 12 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌 倉 市
市 長 松尾 崇 印

受注者 横浜市泉区中田西1-21-5
株式会社ニッセツ
代表取締役 宮下 曜誠 印

「参 考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事 (機械設備)											
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1											
請 負 代 金 額			¥	1	6	6	6	4	4	0	0	0
	うち取引に係る消費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額			¥	1	2	3	4	4	0	0	0
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙1及び別紙2のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による (金銭的履行保証)											
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社ニッセツ」とし、
鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自
1通を保有します。

平成 28 年 4 月 27 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊞

受注者 横浜市泉区中田西1-21-5
株式会社ニッセツ
代表取締役 宮 下 曜 誠 ㊞

別紙1

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業内 容及び 解体方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (アスファルト舗装)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

なし

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙2のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

4,320円 (税込)

別紙 2

[illegible]

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 656 号
平成 28 年 7 月 1 日

横浜市泉区中田西 1-21-5
株式会社ニッセツ
代表取締役 宮下 曜誠 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事 (機械設備) (仮契約締結日 平成 28 年 4 月 27 日)
議 決 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 28 年 6 月 30 日
工 期	平成 28 年 7 月 6 日から平成 29 年 6 月 30 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥166,644,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市由比ガ浜三丁目 194 番 1、262 番 1
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成28年度	1 3 3, 3 1 5, 2 0 0 円
平成29年度	3 3, 3 2 8, 8 0 0 円

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成28年度	1 3 3, 3 1 5, 2 0 0 円
平成29年度	3 3, 3 2 8, 8 0 0 円

議案第 93 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字清水塚1583番	山林	317.00㎡	317.00㎡
鎌倉市山崎字清水塚1586番1	山林	3,546.00㎡	3,546.00㎡
鎌倉市山崎字清水塚1586番3	山林	106.00㎡	106.00㎡
鎌倉市山崎字清水塚1587番2	山林	9.73㎡	9.73㎡
合 計		3,978.73㎡ (約1203.5坪)	3,978.73㎡ (約1203.5坪)

2 取得価格 68,036,283円

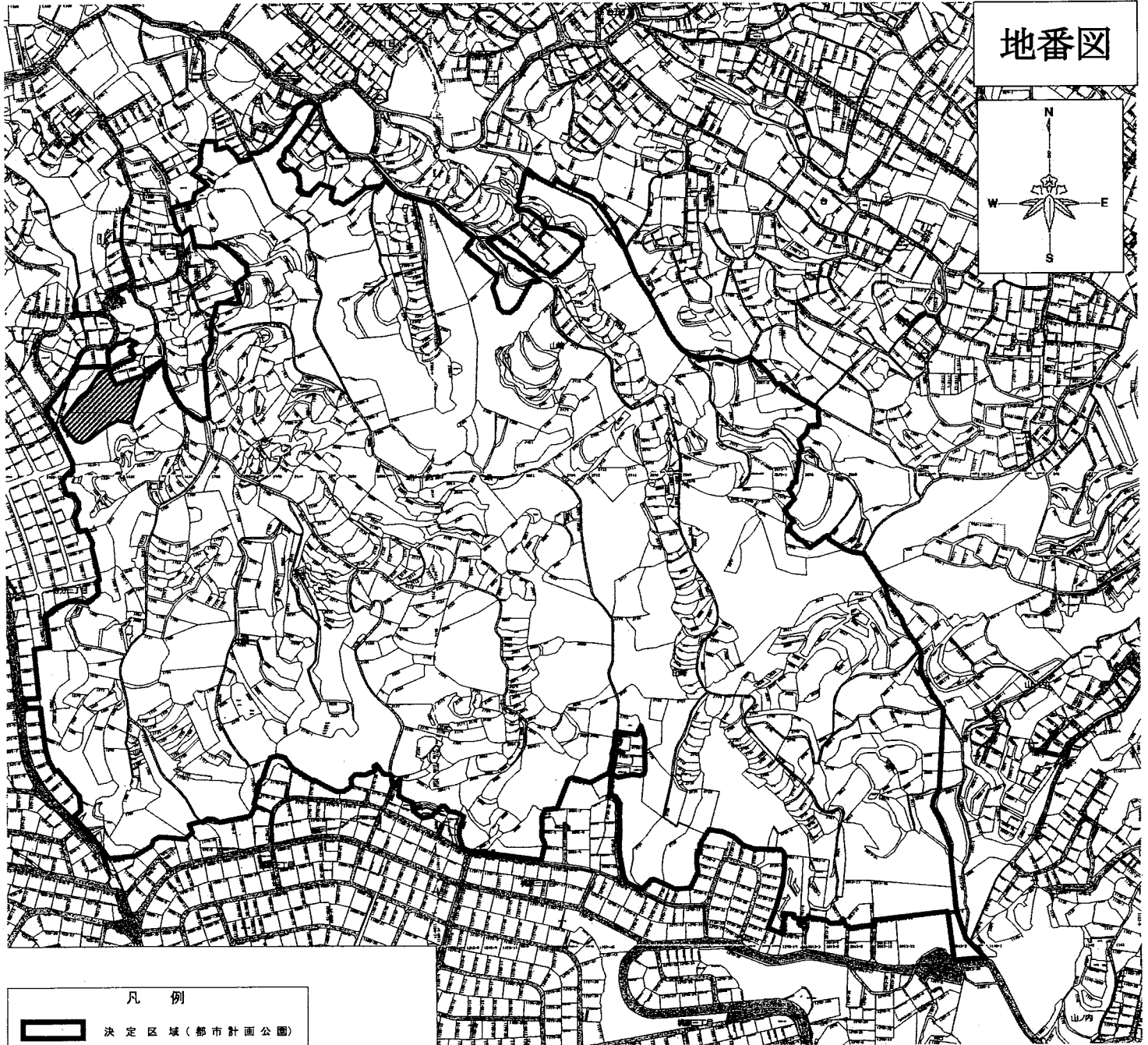
3 所有者



案内図



----- 都市計画決定区域



議案第 94 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1854番 ・1855番合併	山林	224.00㎡	224.00㎡
鎌倉市山崎字谷脇1856番	山林	66.00㎡	66.00㎡
鎌倉市山崎字谷脇1882番	山林	241.00㎡	241.00㎡
合 計		531.00㎡ (約160.6坪)	531.00㎡ (約160.6坪)

2 取得価格 8,761,500円

3 所有者



案内図



----- 都市計画決定区域



議案第 95 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

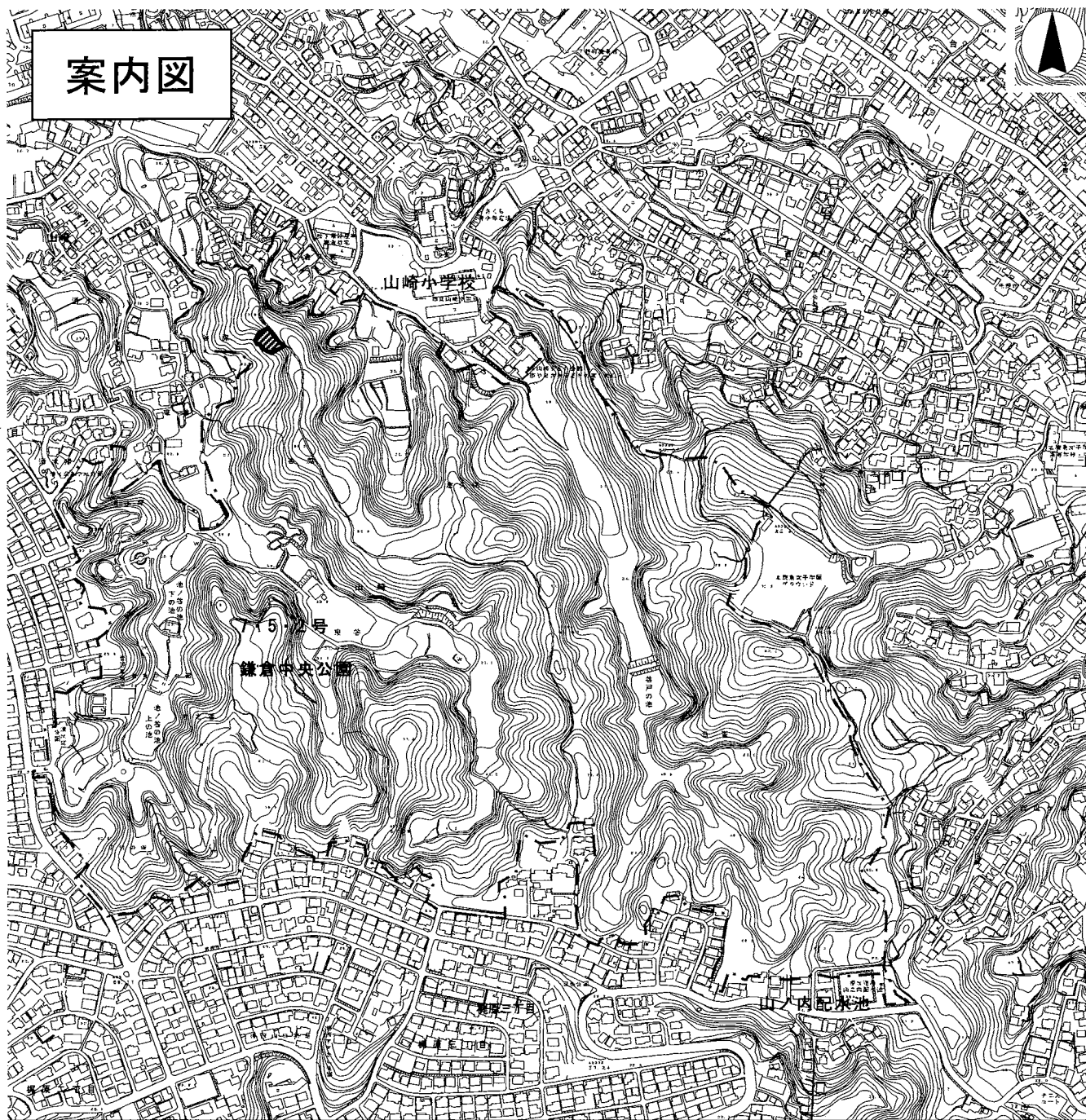
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1883番	山林	509.00㎡ (約153.9坪)	509.00㎡ (約153.9坪)

2 取得価格 8,551,200円

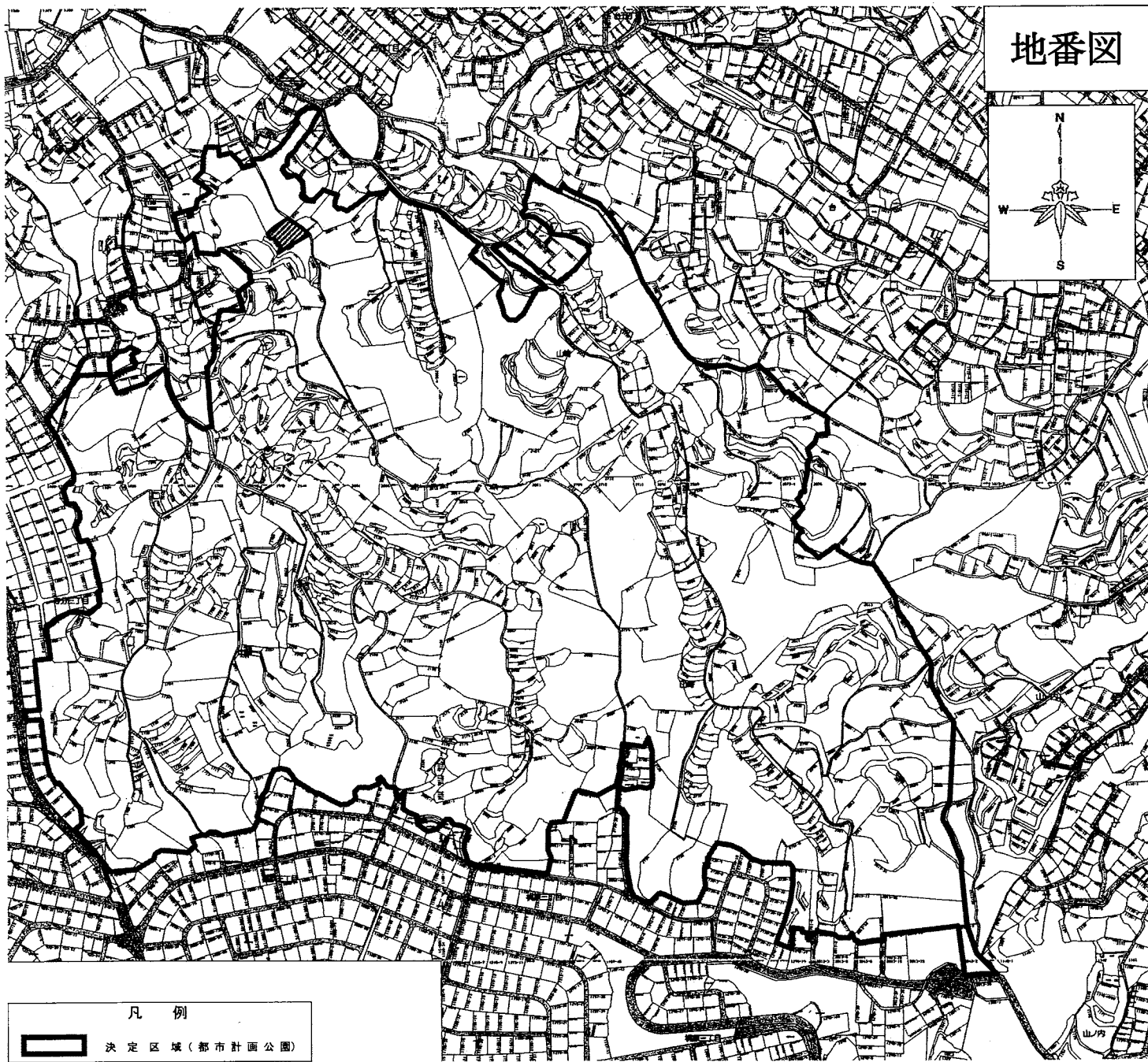
3 所有者



案内図



----- 都市計画決定区域



議案第 96 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1846番甲	畑	366.00㎡ (約110.7坪)	366.00㎡ (約110.7坪)

2 取得価格 6,039,000円

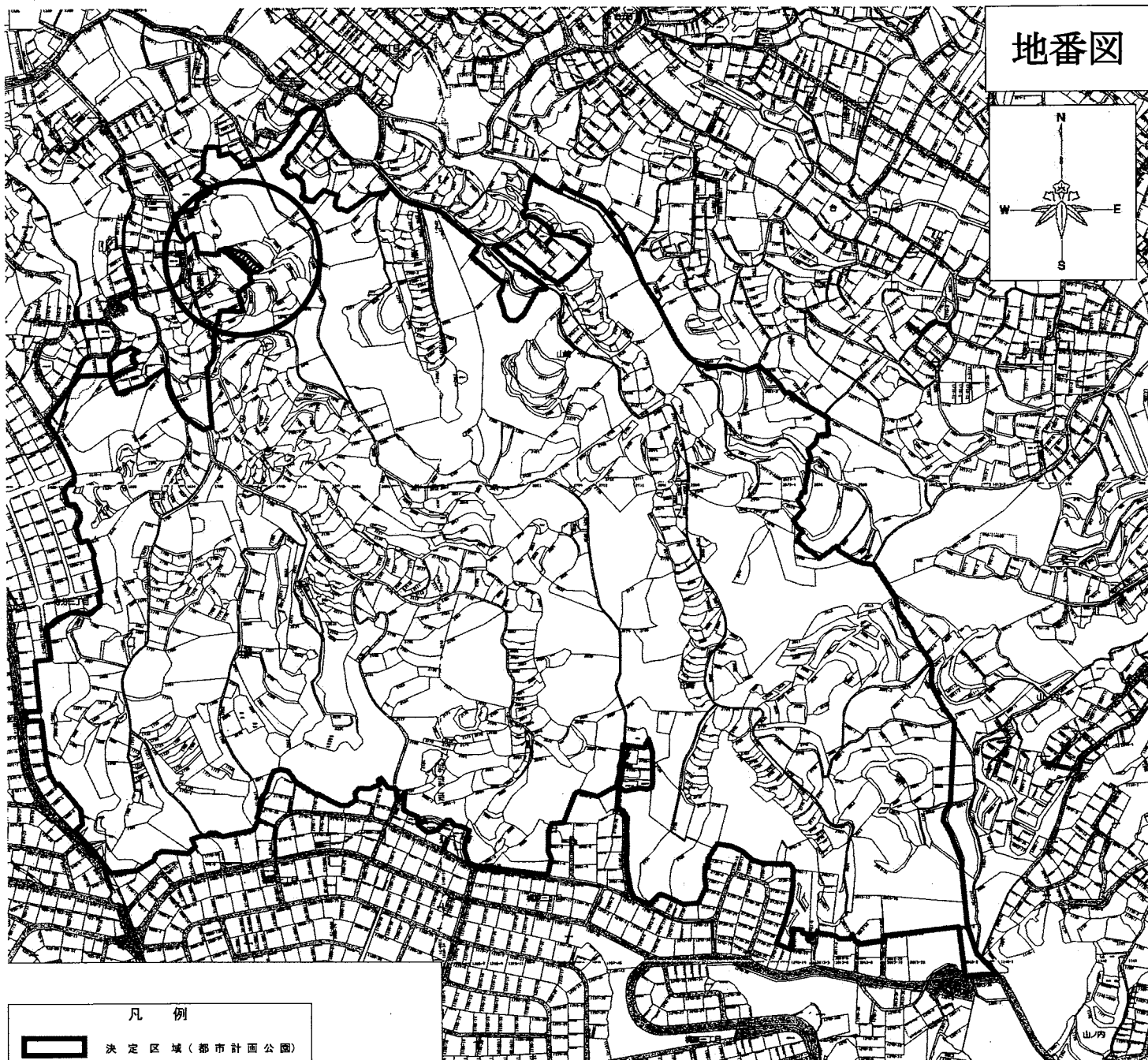
3 所有者



案内図



都市計画決定区域



議案第 97 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

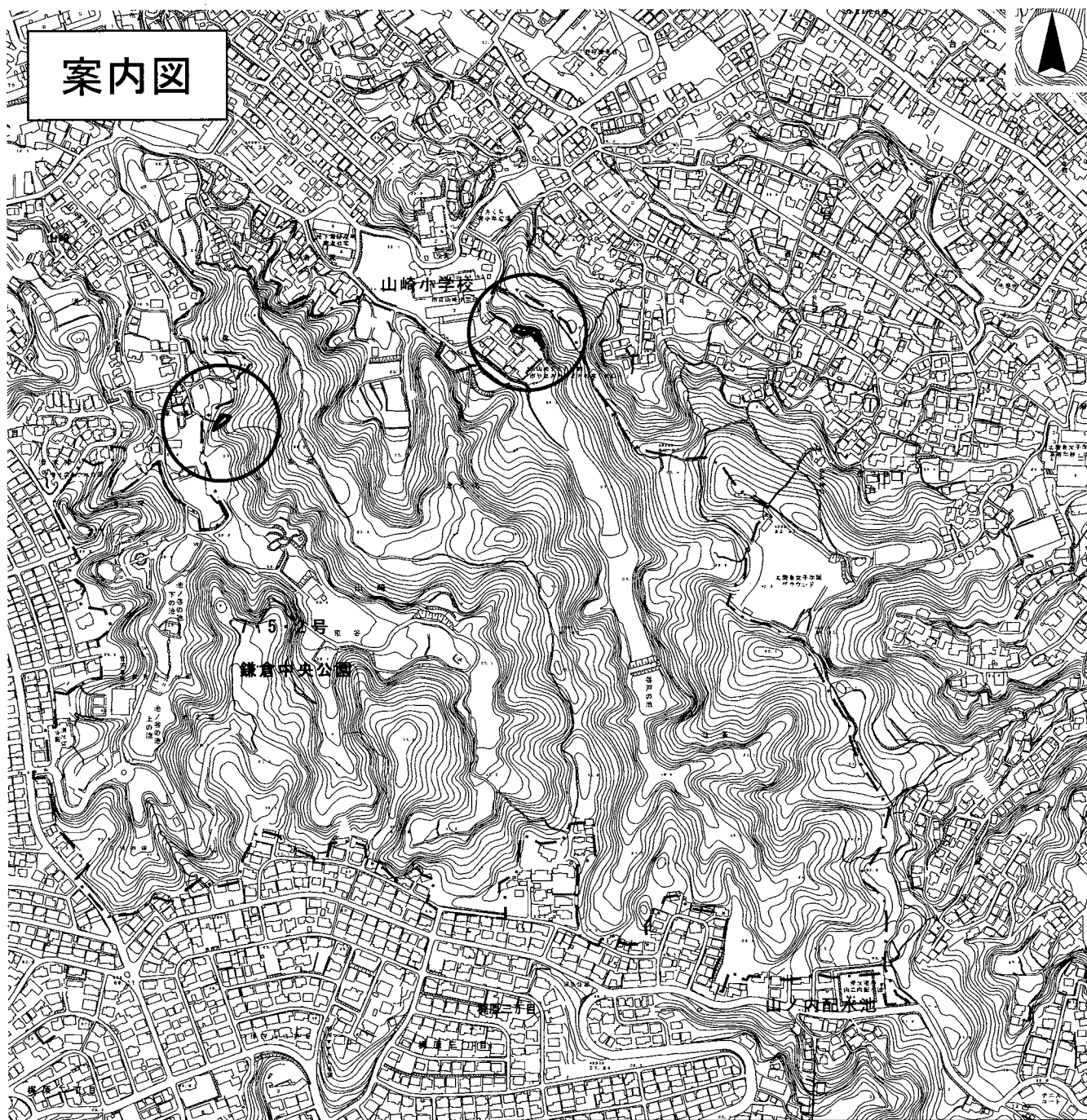
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1837番	畑	89.00㎡	89.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2536番	畑	218.00㎡	218.00㎡
合 計		307.00㎡ (約92.8坪)	307.00㎡ (約92.8坪)

2 取得価格 4,983,200円

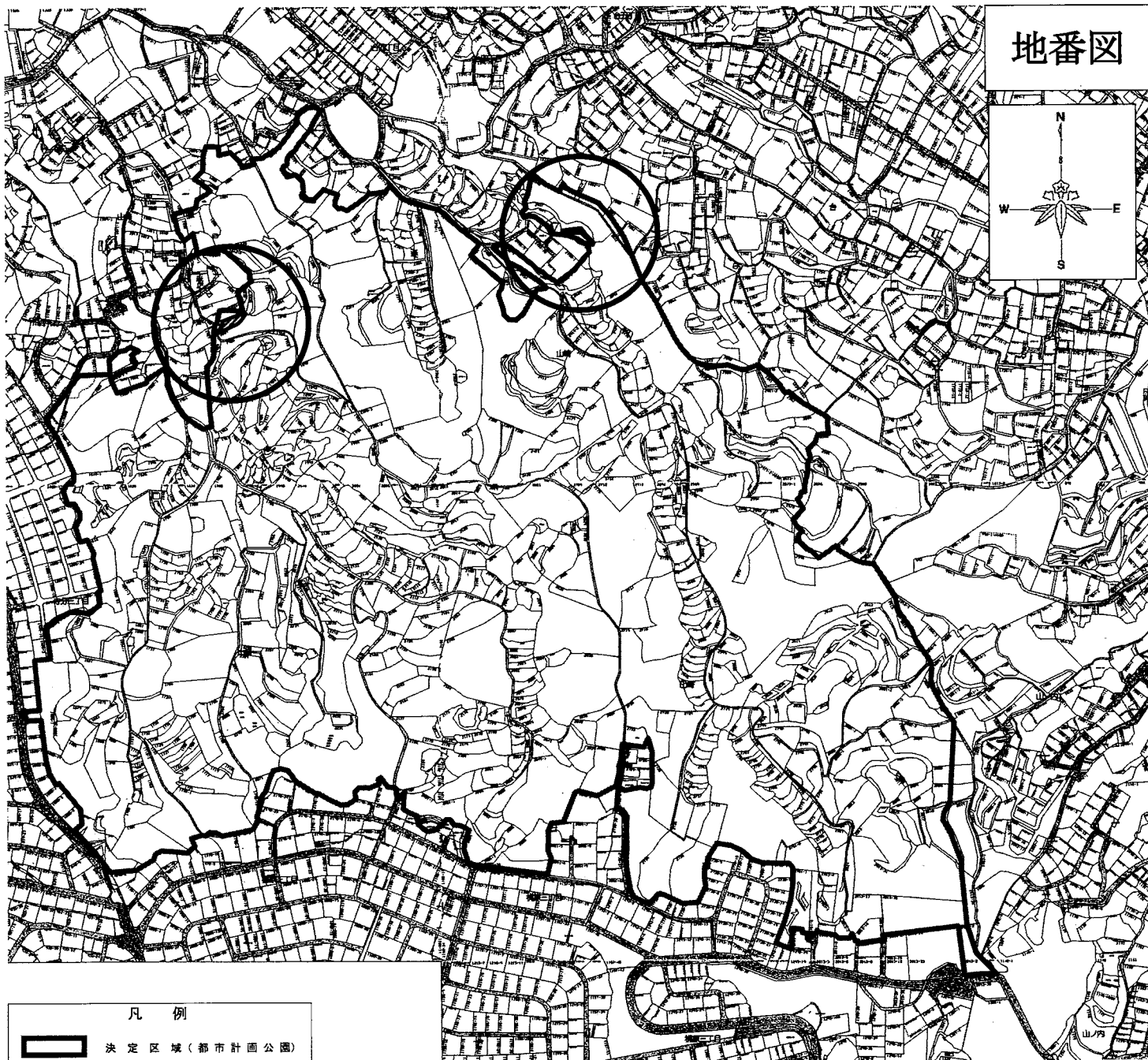
3 所有者



案内図



--- 都市計画決定区域



議案第 98 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1835番	山林	19.00㎡ (約5.7坪)	19.00㎡ (約5.7坪)

2 取得価格 319,200円

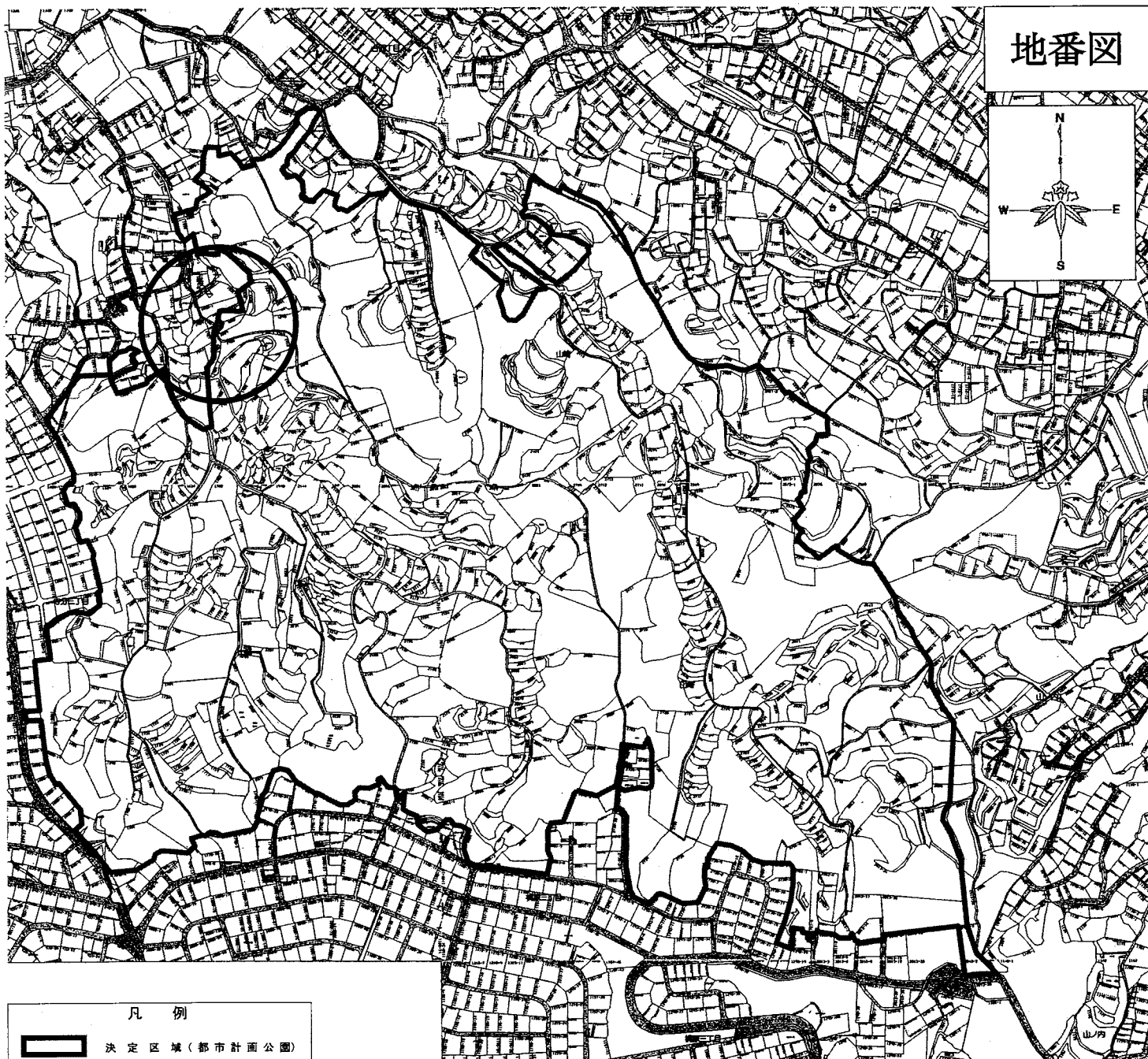
3 所有者



案内図



----- 都市計画決定区域



議案第 99 号

不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷990番2	山林	3,221.00㎡	3,221.00㎡
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷990番5	山林	935.00㎡	935.00㎡
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷994番1	山林	3,314.00㎡	3,314.00㎡
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1024番	山林	66.00㎡	66.00㎡
合 計		7,536.00㎡ (約2279.6坪)	7,536.00㎡ (約2,279.6坪)

2 取得価格 159,009,600円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市土地開発公社

案内図



----- 都市計画決定区域



議案第 100 号

鎌倉市職員の配偶者同行休業に関する条例の
制定について

鎌倉市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者同行休業制度を導入するものである。

鎌倉市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を

超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、鎌倉市役所職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和31年6月規則第13号）第5条第1項第2号に規定する特別休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

- 2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第3項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度と

して行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 5 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号。以下「退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の $\frac{1}{2}$ に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部

を次のように改正する。

第2条第2号中「職員を除く。）」を「職員を除く。）及び法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

議案第 101 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当
支給割合の引上げを行なうものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{217.5}{100}$ 」を「 $\frac{227.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{202.5}{100}$ 」を「 $\frac{207.5}{100}$ 」に、「 $\frac{227.5}{100}$ 」を「 $\frac{222.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成28年11月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により平成28年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 102 号

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律第9条の規定に基づき、生活保護等の実施に関する特定個
人情報を市民税県民税賦課事務に利用するため、必要な事項を定め
るものである。

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年11月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

4	地方税法（昭和25年法律第226号）第24条の5第1項及び第295条第1項の規定による非課税に関する事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5	鎌倉市原子爆弾被爆者の援護に関する条例（昭和48年3月条例第37号）第4条第4号の規定による市民税の軽減措置に関する事務	鎌倉市原子爆弾被爆者の援護に関する条例による援護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 103 号

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第6項及び同条第32項に基づき、介護休暇制度及び介護時間制度を導入するものである。

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第7条第3項中「組合休暇」を「介護休暇、介護時間及び組合休暇」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 104 号

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことから、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第2条 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 105 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手
当支給割合の引上げを行なうものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項、第4項、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例付則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号。以下「整備条例」という。）付則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第4条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（以下「旧常勤特別職職員給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

- 3 旧常勤特別職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

（整備条例付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第2条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

- 4 整備条例付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号。以下「旧教育長給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

- 5 旧教育長給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

（適用）

- 6 付則第2項の規定による改正後の旧常勤特別職職員給与条例第6条第2項の規定及び付則第4項の規定による改正後の旧教育長給与条例第6条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(内払)

- 7 付則第2項の規定による改正前の旧常勤特別職職員給与条例及び付則第4項の規定による改正前の旧教育長給与条例の規定により平成28年12月1日からこの条例の公布の日の前日までの間に支払われた期末手当は、付則第2項の規定による改正後の旧常勤特別職職員給与条例及び付則第4項の規定による改正後の旧教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 106 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行
うとともに、国家公務員に準じて通勤手当に上限を設けるものであ
る。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を
次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{80}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{80}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」
に、「 $\frac{110}{100}$ 」を「 $\frac{120}{100}$ 」に、「 $\frac{90}{100}$ 」を「 $\frac{100}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{80}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」
に、「 $\frac{37.5}{100}$ 」を「 $\frac{42.5}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	469,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	

43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,900
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,600
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	441,300
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,500	442,100
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	401,200	442,700
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	401,900	443,500
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	402,600	444,300
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	403,100	444,900
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	403,700	445,500
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	404,300	446,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	404,900	447,000
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	405,500	447,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	406,000	448,400
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	406,700	449,100
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	407,300	449,800
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	407,800	450,500
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	408,100	451,300
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	408,700	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	409,400	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	409,900	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	410,400	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	411,100	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	411,800	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	412,500	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	412,900	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,300	413,600	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	388,000	414,300	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	388,500	415,000	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,800	415,500	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	389,500	416,200	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	390,200	416,900	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	390,900	417,600	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	391,400	418,100	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	392,100	418,800	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	392,800	419,500	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	393,400	420,200	
85	242,100	291,300	338,300	377,000	393,900	420,700	
86	242,800	291,600	338,700	377,600	394,500	421,400	
87	243,500	291,900	339,200	378,200	395,100	422,100	
88	244,200	292,300	339,600	378,800	395,700	422,800	

89	244, 900	292, 600	339, 900	379, 400	396, 400	423, 300
90	245, 400	293, 000	340, 300	380, 000	397, 000	424, 000
91	245, 800	293, 300	340, 800	380, 600	397, 600	424, 700
92	246, 300	293, 700	341, 200	381, 200	398, 200	425, 400
93	246, 600	293, 800	341, 400	381, 900	398, 900	425, 900
94		294, 000	341, 800	382, 500	399, 500	
95		294, 400	342, 300	383, 100	400, 100	
96		294, 800	342, 700	383, 700	400, 700	
97		295, 000	342, 800	384, 400	401, 400	
98		295, 300	343, 300	385, 000	402, 000	
99		295, 700	343, 700	385, 600	402, 600	
100		296, 100	344, 000	386, 200	403, 200	
101		296, 300	344, 300	386, 900	403, 900	
102		296, 600	344, 700	387, 500		
103		297, 000	345, 100	388, 100		
104		297, 300	345, 500	388, 700		
105		297, 500	346, 000	389, 400		
106		297, 800	346, 400			
107		298, 200	346, 800			
108		298, 500	347, 200			
109		298, 700	347, 700			
110		299, 100	348, 100			
111		299, 500	348, 400			
112		299, 800	348, 700			
113		299, 900	349, 200			
114		300, 200	349, 600			
115		300, 500	349, 900			
116		300, 900	350, 200			
117		301, 100	350, 700			
118		301, 300	351, 100			
119		301, 600	351, 400			
120		301, 900	351, 700			
121		302, 300	352, 200			
122		302, 500	352, 600			
123		302, 800	352, 900			
124		303, 100	353, 200			
125		303, 400	353, 700			
126			354, 100			
127			354, 400			
128			354, 700			
129			355, 200			
130			355, 600			
131			355, 900			
132			356, 200			
133			356, 700			
134			357, 100			

	135			357,400					
	136			357,700					
	137			358,200					
再任用 職員		186,900	247,900	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第6条)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	135,500	179,200	191,700	224,300	261,100
	2	136,500	180,700	193,500	226,200	263,000
	3	137,500	182,200	195,300	228,100	264,800
	4	138,600	183,700	197,100	230,000	266,900
	5	139,400	185,000	198,700	231,900	268,700
	6	140,400	186,500	200,500	233,800	270,600
	7	141,400	187,900	202,300	235,700	272,500
	8	142,400	189,300	204,100	237,600	274,600
	9	143,500	190,700	205,800	239,500	276,700
	10	144,700	191,900	207,600	241,400	278,700
	11	145,900	193,200	209,400	243,300	280,800
	12	147,100	194,300	211,200	245,200	282,800
	13	148,200	195,500	212,600	247,100	284,800
	14	149,400	196,600	214,400	249,000	286,900
	15	150,600	197,700	216,100	250,900	288,900
	16	151,800	198,800	217,900	252,800	290,900
	17	153,000	200,900	219,600	254,700	292,900
	18	154,500	202,300	221,300	256,600	294,900
	19	156,000	203,700	222,900	258,500	297,000
	20	157,500	205,000	224,500	260,400	299,000
	21	158,900	206,300	227,900	262,300	301,000
	22	160,400	207,700	229,500	264,200	303,100
	23	161,900	209,100	231,000	266,100	305,100
	24	163,400	210,500	232,600	268,000	307,200
	25	164,900	211,900	234,100	269,900	309,000
	26	166,700	213,500	235,800	271,800	311,100
	27	168,500	215,100	237,300	273,700	313,200
	28	170,300	216,500	238,900	275,600	315,200
	29	172,100	217,800	240,300	277,500	317,100
	30	173,800	219,300	241,800	279,400	319,100
	31	175,500	220,800	243,400	281,200	321,200
	32	177,200	222,100	244,800	283,000	323,300
	33	179,200	223,100	246,300	284,800	324,700
	34	180,700	223,900	247,800	286,600	326,700
	35	182,200	224,800	249,100	288,300	328,600
	36	183,700	225,800	250,500	290,100	330,700
	37	185,000	226,700	252,000	291,800	332,600
	38	186,500	228,200	253,700	293,600	334,500
	39	187,900	229,500	255,400	295,300	336,500
	40	189,300	230,600	257,200	297,100	338,400
	41	190,700	232,100	258,800	298,600	340,300
	42	191,900	233,400	260,600	300,300	342,200
	43	193,200	234,700	262,300	301,900	344,000
	44	194,300	236,000	264,000	303,400	345,900

45	195,500	237,100	266,000	305,000	347,400
46	196,600	238,300	267,900	306,600	348,800
47	197,700	239,600	269,700	308,300	350,300
48	198,800	240,800	271,500	310,000	351,800
49	199,900	241,900	273,200	311,200	353,400
50	201,000	243,200	275,100	312,600	354,200
51	202,000	244,300	277,000	314,000	355,400
52	203,000	245,500	278,700	315,500	356,400
53	204,000	246,800	280,400	316,800	357,300
54	205,100	248,000	282,300	318,300	358,400
55	206,200	249,300	284,100	319,700	359,300
56	207,200	250,600	286,000	321,100	360,400
57	208,100	251,600	287,600	322,700	361,300
58	209,000	252,900	289,300	323,900	362,000
59	209,700	254,000	291,100	325,200	362,700
60	210,600	255,300	292,900	326,400	363,400
61	211,500	256,200	294,600	327,500	363,800
62	212,700	257,300	296,300	328,400	364,400
63	213,700	258,500	297,900	329,500	365,100
64	214,600	259,500	299,500	330,600	365,800
65	215,300	260,700	301,200	331,700	366,100
66	216,500	261,900	302,900	332,800	366,800
67	217,600	263,100	304,500	333,800	367,500
68	218,800	264,000	306,200	334,800	368,200
69	219,600	265,100	307,300	335,800	368,500
70	220,800	266,200	308,800	336,800	369,100
71	222,000	267,400	310,300	337,800	369,800
72	223,100	268,600	311,900	338,800	370,400
73	224,000	269,500	313,500	339,700	370,700
74	225,200	270,500	315,100	340,700	371,300
75	226,200	271,600	316,700	341,700	372,000
76	227,300	272,600	318,200	342,700	372,600
77	228,400	273,700	319,700	343,600	373,000
78	229,500	274,800	320,900	344,500	373,500
79	230,600	275,700	322,100	345,400	374,100
80	231,600	276,800	323,300	346,200	374,600
81	232,600	277,700	324,000	347,000	375,100
82	233,700	278,500	324,900	347,800	375,700
83	234,800	279,300	325,700	348,600	376,200
84	236,000	280,100	326,500	349,300	376,500
85	237,100	280,900	327,400	350,000	377,000
86	238,100		327,800	350,800	377,600
87	239,000		328,500	351,600	378,200
88	239,800		329,300	352,300	378,800
89	240,800		330,100	353,000	379,400
90			330,800	353,700	380,000
91			331,500	354,400	380,600
92			332,200	355,100	381,200
93			332,700	355,700	381,900
94			333,300	356,200	382,500

	95			333,800	356,700	383,100
	96			334,400	357,200	383,700
	97			334,700	357,600	384,400
	98			335,200	358,100	385,000
	99			335,600	358,700	385,600
	100			336,100	359,100	386,200
	101			336,500	359,700	386,900
	102			337,000	360,300	387,500
	103			337,500	360,900	388,100
	104			338,000	361,300	388,700
	105			338,300	361,900	389,400
	106			338,700	362,500	
	107			339,200	363,100	
	108			339,600	363,500	
	109			339,900	364,100	
	110			340,300	364,700	
	111			340,800	365,300	
	112			341,200	365,700	
	113			341,400	366,300	
	114			341,800	366,900	
	115			342,300	367,500	
	116			342,700	367,900	
	117			342,800	368,500	
	118			343,300	369,100	
	119			343,700	369,700	
	120			344,000	370,100	
	121			344,300	370,700	
	122			344,700		
	123			345,100		
	124			345,500		
	125			346,000		
	126			346,400		
	127			346,800		
	128			347,200		
	129			347,700		
再任用 職員		192,800	244,600	249,500	254,400	273,800

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、11,000円とし、同項第2号に該当する扶養親族については、1人につき9,300円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については、11,200円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき7,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については、9,200円）とする。

第11条第2項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した支給対象期間の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給対象期間につき、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額）

第11条第2項第3号を次のように改める。

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額）

第17条第7項中「 $\frac{90}{100}$ 」を「 $\frac{85}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{90}{100}$ 」を「 $\frac{85}{100}$ 」に、「 $\frac{120}{100}$ 」を「 $\frac{115}{100}$ 」に、「 $\frac{100}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{90}{100}$ 」を「 $\frac{85}{100}$ 」に、「 $\frac{42.5}{100}$ 」を「 $\frac{40}{100}$ 」に改める。

第3条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき7,500円、前項第2号に該当する

扶養親族については、1人につき11,300円とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{137.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{157.5}{100}$ 」を「 $\frac{137.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

第5条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{157.5}{100}$ 」を「 $\frac{162.5}{100}$ 」に、「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{162.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成28年4月1日から、改正後の条例第17条の規定は同年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 107 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険料の所得割額に関する算定基準等が見直されたことから、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 108 号

鎌倉市介護保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市介護保険運営協議会の調査審議事項に、地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項を追加するものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 運営協議会は、法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 109 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、地域密着型
通所介護の事業の基本方針並びに従業者、設備及び運営に関する基
準を定めるとともに、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第4節 運営に関する基準（第21条―第23条）
第4章 認知症対応型通所介護 」 を

「 第4節 運営に関する基準（第21条―第23条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第23条の2）

第2節 従業者に関する基準（第23条の3）

第3節 設備に関する基準（第23条の4）

第4節 運営に関する基準（第23条の5―第23条の8）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに従業者、設備及び運営に関する基準（第23条の9―第23条の15）

第4章 認知症対応型通所介護

に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第23条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 従業者に関する基準

第23条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき生活相談員、機能訓練指導員（省令第20条第6項に規定する機能訓練指導員をいう。）、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第23条の4 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、

相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合であって、第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、指定地域密着型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 4 第1項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第23条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第23条の6 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第23条の7 第11条、第12条及び第14条から第16条までの規定は、指定地域密

着型通所介護の事業について準用する。

(委任)

第23条の8 第23条の5から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型通所介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに従業者、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第23条の9 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、省令第40条の9第1項の療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第23条の10 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

(従業者等に関する基準)

第23条の11 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

(利用定員)

第23条の12 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第23条の13 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合であって、第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供するときは、指定療養通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

（準用）

第23条の14 第11条、第12条、第14条から第16条まで、第23条の5及び第23条の6の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

（委任）

第23条の15 前条に定めるもののほか、指定療養通所介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第24条の見出しを削る。

第28条中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第31条中「及び第14条から第16条まで」を「、第14条から第16条まで及び第23条の5」に改める。

第35条中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第39条第1項中「地域密着型サービス費用基準額」を「地域密着型介護サービス費用基準額」に改める。

第43条中「認知症対応型共同生活介護」を「指定認知症対応型共同生活介護」に、「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第48条第1項中「地域密着型サービス費用基準額」を「地域密着型介護サービス費用基準額」に改める。

第52条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第57条第1項中「地域密着型サービス費用基準額」を「地域密着型介護サービス費用基準額」に改める。

第60条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第63条第7項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第64条第4項及び第72条第4項中「、入所者又はその家族に対し」を削る。

第75条中「第17条の10」を「第17条の12」に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 110 号

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第10条中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第15条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第21条中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 111 号

平成28年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,280,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	市税	35,445,943	△44,775	35,401,168
	5 市民税	17,421,793	△82,952	17,338,841
	10 固定資産税	13,647,485	35,613	13,683,098
	15 軽自動車税	141,812	6,786	148,598
	20 市たばこ税	843,800	△12,621	831,179
	30 都市計画税	3,391,053	8,399	3,399,452
10	地方譲与税	234,000	63,001	297,001
	8 地方揮発油譲与税	75,000	21,000	96,000
	10 自動車重量譲与税	159,000	42,000	201,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
30	自動車取得税交付金	79,000	46,000	125,000
	5 自動車取得税交付金	79,000	46,000	125,000
33	地方特例交付金	112,000	△21,114	90,886
	5 地方特例交付金	112,000	△21,114	90,886
35	地方交付税	20,000	9,000	29,000
	5 地方交付税	20,000	9,000	29,000
50	使用料及び手数料	1,373,899	△44,732	1,329,167
	5 使用料	531,960	△9,855	522,105
	10 手数料	819,639	△33,000	786,639
	15 証紙収入	22,300	△1,877	20,423
55	国庫支出金	8,167,832	△188,560	7,979,272
	5 国庫負担金	5,573,768	△32,908	5,540,860
	10 国庫補助金	2,561,595	△154,522	2,407,073
	15 委託金	32,469	△1,130	31,339
60	県支出金	3,391,429	△23,283	3,368,146
	5 県負担金	2,063,239	8,741	2,071,980

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	10 県補助金	948,866	△27,563	921,303
	15 委託金	379,324	△4,461	374,863
65	財産収入	262,949	△3,929	259,020
	5 財産運用収入	61,240	△3,929	57,311
70	寄附金	219,946	9,419	229,365
	5 寄附金	219,946	9,419	229,365
75	繰入金	2,784,464	△1,642,084	1,142,380
	5 基金繰入金	2,782,464	△1,749,856	1,032,608
	10 他会計繰入金	2,000	107,772	109,772
80	繰越金	764,208	1,487,223	2,251,431
	5 繰越金	764,208	1,487,223	2,251,431
85	諸収入	2,161,187	55,658	2,216,845
	5 延滞金加算金及び過料	78,001	53,000	131,001
	10 市預金利子	1,800	△1,547	253
	25 雑入	531,734	4,205	535,939
90	市債	3,439,100	351,200	3,790,300
	5 市債	3,439,100	351,200	3,790,300
歳 入 合 計		62,227,087	53,024	62,280,111

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	430,035	△114	429,921
	5 議会費	430,035	△114	429,921
10	総務費	6,977,510	1,692,084	8,669,594
	5 総務管理費	5,511,246	1,759,503	7,270,749
	10 徴税費	746,105	△30,567	715,538
	15 戸籍住民基本台帳費	509,616	△15,860	493,756
	20 選挙費	130,094	△12,032	118,062
	25 統計調査費	28,115	△142	27,973
	30 監査委員費	52,334	△8,818	43,516
15	民生費	25,423,844	△597,286	24,826,558
	5 社会福祉費	13,327,122	△339,067	12,988,055
	10 児童福祉費	9,966,768	△211,592	9,755,176
	15 生活保護費	2,128,928	△46,627	2,082,301
20	衛生費	5,805,164	△247,193	5,557,971
	5 保健衛生費	1,593,723	△42,421	1,551,302
	10 清掃費	3,930,881	△188,944	3,741,937
	15 環境対策費	280,560	△15,828	264,732
25	労働費	88,056	△6,952	81,104
	5 労働諸費	88,056	△6,952	81,104
30	農林水産業費	104,652	△12,043	92,609
	5 農業水産業費	104,652	△12,043	92,609
35	商工費	624,808	△9,519	615,289
	5 商工費	624,808	△9,519	615,289
40	観光費	296,232	3,606	299,838
	5 観光費	296,232	3,606	299,838
45	土木費	8,090,878	△923,127	7,167,751

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,400,155	△39,394	1,360,761
	10 道路橋りょう費	884,708	△52,879	831,829
	15 河川費	103,037	824	103,861
	20 都市計画費	5,497,501	△828,827	4,668,674
	25 住宅費	205,477	△2,851	202,626
50	消防費	2,816,712	△53,573	2,763,139
	5 消防費	2,816,712	△53,573	2,763,139
55	教育費	6,483,876	289,046	6,772,922
	5 教育総務費	1,328,822	16,653	1,345,475
	10 小学校費	1,222,666	518,575	1,741,241
	15 中学校費	1,774,122	△124,686	1,649,436
	20 社会教育費	1,806,238	△89,263	1,716,975
	25 保健体育費	352,028	△32,233	319,795
60	公債費	4,012,320	△60,662	3,951,658
	5 公債費	4,012,320	△60,662	3,951,658
65	諸支出金	1,023,000	△21,243	1,001,757
	5 土地開発公社費	1,023,000	△21,243	1,001,757
歳 出 合 計		62,227,087	53,024	62,280,111

第2表 継続費補正

1 廃止

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児福祉費	にしかまくら子どもの家 整備事業	千円 31,796	28	22,258	千円 —	—	—
				29	9,538		—	—

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額 千円
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館高置水槽等改修事業	12,615
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード交付関連事業	13,446
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設事業 (市道 055-000 号線)	9,116
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 043-062 号線)	10,908
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕事業 (普通河川滑川)	14,580
45 土木費	20 都市計画費	深沢地区土地区画整理推進委託事業	13,331
55 教育費	10 小学校費	第一小学校外3校 冷暖房設備設置事業	421,773
55 教育費	10 小学校費	富士塚小学校 西棟トイレ改修事業	59,984
55 教育費	10 小学校費	小坂小学校 体育館等トイレ改修事業	82,643
55 教育費	15 中学校費	深沢中学校 屋外避難階段改修事業	7,887
55 教育費	15 中学校費	第一中学校外1校 冷暖房設備設置事業	70,525
55 教育費	15 中学校費	腰越中学校 特別支援学級教室改修事業	61,938

第4表 債務負担行為補正

1 廃止

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
公 共 施 設 包 括 管 理 委 託 事 業 費	平成28年度から 平成31年度まで	千円 840,000	—	—
岡本二丁目用地施設設計 業 務 委 託 事 業 費	平成29年度まで	104,487	—	—

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設 整備事業費	千円 1,030,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,032,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
道 路 整 備 費 道 事 業 費	57,100	同 上	同 上	同 上	87,100	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	653,600	同 上	同 上	同 上	573,900	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整備事業費	300,100	同 上	同 上	同 上	241,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設 整備事業費	1,109,300	同 上	同 上	同 上	1,567,900	同 上	同 上	同 上
合 計	3,439,100				3,790,300			

議案第 112 号

平成28年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路維持修繕事業費 (市道 055-000 号線)	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	千円 28,026
道路維持修繕事業費 (市道 068-000 号線)	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	28,296
道路新設改良事業費 (市道 205-162 号線)	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	37,455

議案第 113 号

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第5号）

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ972,514千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,206,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	717,947	56,517	774,464
	5 国庫補助金	717,947	56,517	774,464
25	繰入金	3,103,406	△680,500	2,422,906
	5 他会計繰入金	3,103,406	△680,500	2,422,906
30	繰越金	34,618	125,069	159,687
	5 繰越金	34,618	125,069	159,687
40	市債	2,706,500	△473,600	2,232,900
	5 市債	2,706,500	△473,600	2,232,900
歳 入 合 計		9,179,306	△972,514	8,206,792

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	2,551,427	△429,922	2,121,505
	5 下水道総務費	2,551,427	△429,922	2,121,505
10	事業費	2,327,789	△524,192	1,803,597
	5 下水道整備費	2,327,789	△524,192	1,803,597
15	公債費	4,295,090	△18,400	4,276,690
	5 公債費	4,295,090	△18,400	4,276,690
歳 出 合 計		9,179,306	△972,514	8,206,792

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
05 総務費	05 下水道総務費	公共下水道(汚水)維持修繕事業 (南部枝線)	4,997
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)築造事業 (笛田第2枝線)その2	6,500
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (滑川左岸第3排水区)	3,564
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (関谷川第2雨水幹線)	16,168

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
	2,706,500				2,232,900			

議案第 114 号

平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,310千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	使用料及び手数料	6,191	93	6,284
	5 使用料	6,191	93	6,284
10	繰入金	51,009	1,254	52,263
	5 他会計繰入金	51,009	1,254	52,263
15	繰越金	2,000	1,763	3,763
	5 繰越金	2,000	1,763	3,763
	歳 入 合 計	59,200	3,110	62,310

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	57,200	3,110	60,310
	5 事業費	57,200	3,110	60,310
	歳 出 合 計	59,200	3,110	62,310

議案第 115 号

平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ795,224千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,812,609千円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	4,792,663	△266,882	4,525,781
	5 国民健康保険料	4,792,663	△266,882	4,525,781
20	国庫支出金	3,533,238	△282,629	3,250,609
	5 国庫負担金	3,476,620	△283,662	3,192,958
	10 国庫補助金	3,000	1,033	4,033
27	前期高齢者交付金	6,024,871	△537,560	5,487,311
	5 前期高齢者交付金	6,024,871	△537,560	5,487,311
30	県支出金	1,180,154	△141,545	1,038,609
	3 県負担金	170,321	△27,082	143,239
	5 県補助金	1,009,833	△114,463	895,370
40	繰入金	2,105,916	△19,648	2,086,268
	5 他会計繰入金	2,105,915	△19,648	2,086,267
45	繰越金	20,833	453,040	473,873
	5 繰越金	20,833	453,040	473,873
歳 入 合 計		22,607,833	△795,224	21,812,609

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	246,149	△8,027	238,122
	5 総務管理費	155,136	△1,768	153,368
	10 徴収費	90,401	△6,259	84,142
10	保険給付費	13,538,910	△586,824	12,952,086
	5 療養諸費	11,912,098	△496,824	11,415,274
	10 高額療養費	1,532,574	△90,000	1,442,574
	15 移送費	400	0	400
12	後期高齢者支援金等	2,724,405	△350,060	2,374,345
	5 後期高齢者支援金等	2,724,405	△350,060	2,374,345
14	前期高齢者納付金等	4,810	0	4,810
	5 前期高齢者納付金等	4,810	0	4,810
15	老人保健拠出金	2,168	0	2,168
	5 老人保健拠出金	2,168	0	2,168
17	介護納付金	1,055,294	△115,571	939,723
	5 介護納付金	1,055,294	△115,571	939,723
20	共同事業拠出金	4,806,047	140,000	4,946,047
	5 共同事業拠出金	4,806,047	140,000	4,946,047
25	保健事業費	199,435	△17,925	181,510
	3 特定健康診査等事業費	184,031	△17,925	166,106
30	諸支出金	20,611	143,183	163,794
	5 償還金利子及び還付加算金	20,611	143,183	163,794
歳 出 合 計		22,607,833	△795,224	21,812,609

議案第 116 号

平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,654千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,654千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	財産収入	5,320	△892	4,428
	5 財産運用収入	5,320	△892	4,428
5	繰入金	359,680	14,546	374,226
	5 他会計繰入金	359,680	14,546	374,226
	歳 入 合 計	365,000	13,654	378,654

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	公債費	365,000	13,654	378,654
	5 公債費	365,000	13,654	378,654
歳 出 合 計		365,000	13,654	378,654

議案第 117 号

平成28年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第2号）

平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ538,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,165,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	介護保険料	3,536,289	△38,072	3,498,217
	5 介護保険料	3,536,289	△38,072	3,498,217
15	国庫支出金	3,536,043	△242,894	3,293,149
	5 国庫負担金	2,892,272	△199,752	2,692,520
	10 国庫補助金	643,771	△43,142	600,629
20	県支出金	2,382,110	△199,210	2,182,900
	5 県負担金	2,330,186	△198,730	2,131,456
	15 県補助金	51,924	△480	51,444
25	支払基金交付金	4,505,643	△333,908	4,171,735
	5 支払基金交付金	4,505,643	△333,908	4,171,735
30	財産収入	1,444	113	1,557
	5 財産運用収入	1,444	113	1,557
40	繰入金	2,730,110	△417,853	2,312,257
	5 一般会計繰入金	2,434,300	△159,300	2,275,000
	10 基金繰入金	295,810	△258,553	37,257
45	繰越金	12,128	693,091	705,219
	5 繰越金	12,128	693,091	705,219
歳 入 合 計		16,703,833	△538,733	16,165,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	345,802	△3,898	341,904
	5 総務管理費	345,802	△3,898	341,904
10	保険給付費	16,069,100	△1,255,400	14,813,700
	5 介護サービス等諸費	16,069,100	△1,255,400	14,813,700
12	地域支援事業費	274,353	△3,845	270,508
	5 地域支援事業費	274,353	△3,845	270,508
25	基金積立金	2,244	512,831	515,075
	5 基金積立金	2,244	512,831	515,075
30	諸支出金	12,134	211,579	223,713
	5 償還金及び還付加算金	12,134	211,579	223,713
歳 出 合 計		16,703,833	△538,733	16,165,100

議案第 118 号

平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,291,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	3,111,253	48,043	3,159,296
	5 後期高齢者医療保険料	3,111,253	48,043	3,159,296
10	繰入金	2,099,010	△23,781	2,075,229
	5 一般会計繰入金	2,099,010	△23,781	2,075,229
15	繰越金	2,000	29,818	31,818
	5 繰越金	2,000	29,818	31,818
	歳 入 合 計	5,237,900	54,080	5,291,980

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	109,694	△6,797	102,897
	5 総務管理費	109,694	△6,797	102,897
10	広域連合納付金	5,113,206	50,894	5,164,100
	5 広域連合納付金	5,113,206	50,894	5,164,100
15	諸支出金	13,000	9,983	22,983
	10 繰出金	1,000	9,983	10,983
	歳 出 合 計	5,237,900	54,080	5,291,980

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年11月17日、鎌倉市関谷1110番先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 278,122円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 平成29年 1 月 24 日 |